

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）にプレス作業員として採用され、ゴム製品などのプレス加工作業に従事していた。

請求人によれば、プレス作業において型からゴム製品を取り出す作業を繰り返して行っていたところ、指に痛みが生じ、その痛みが取れなくなったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「右第4指ばね指、左第1指ばね指、左第2指ばね指、左第4指ばね指」（以下「初回疾病」という。）と診断され、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、初回疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、同病院に受診し、「右手狭窄性腱鞘炎」と診断され、監督署長に対して療養補償給付を請求したが、審査請求を経て再審査請求に及ぶも、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成26年労第463号事件）。

さらに、請求人は、平成〇年〇月〇日、同病院に受診し、「両手根管症候群」と診断され、監督署長に対して療養補償給付及び休業補償給付を請求したが、審査請求を経て再審査請求に及ぶも、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成28年労第160号事件）。また、請求人は、平成〇年〇月〇日、

同病院に受診し、「両上腕骨内顆骨折の疑い、両手テニス肘」と診断され、監督署長に療養補償給付を請求したが、審査請求を経て再審査請求に及ぶも、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却した（平成28年労第161号事件）。

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、「頸椎症」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、業務により本件疾病を発症したと主張するところ、改めて一件記録を精査するも、次のとおりである。

（2）請求人が行っていた作業は、上肢にある程度の負担のかかる作業の範疇に該当すると思われるものの、請求人が申述する一連の作業工程の内容からしても、本件疾病を発症するに至るような負担のかかる作業とは判断できない。

(3) もっとも、D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「長時間にわたる同姿勢が筋緊張を与える」と所見しているが、請求人の就労状況は決定書理由理に説示のとおりであるところ、E医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書によれば、「本件疾病は多くの場合、既存の加齢的な椎間板の退行変性による病態であり、または強い外力を頸部に受け続ける場合にもおこり得る病態でもある。」とされている。同医師の意見は本件疾病に係る標準的な医学的知見といえるものであり、当審査会としても、同意見は妥当であって、請求人には災害による受傷の事実はないこと、また、上記請求人の就労状況に鑑みると、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

(4) 本件再審査請求において請求人が提出した上記資料及び平成〇年〇月〇日当審査会受付の「平成〇年〇月〇日の」で始まる書面を子細に検討するも、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。